


2024年5月30日更新版

認定社会福祉士登録者のための

 **新**
解体新書

もくじ

スライド№	タイトル
3~	はじめに
(6)	(更新要件はご存知ですか?)
7	更新要件①の解説
8~	更新要件②の解説
(11)	(こんなときはどうするの?)
12~	更新要件③の解説
(20)	(超解説:『定められた実績』の違い)
(21)	(ひとやすみ その壱)
22~	更新要件④の解説
(28)	(ひとやすみ その弐)
29~	更新の計画を立てよう
(34)	(まだ間に合う!!)
35~	更新に向けた道しるべ

はじめに

- 本資料は、認定社会福祉士の登録者の皆さまや、これから認定社会福祉士の登録を目指す皆さまに向けて、認定社会福祉士の更新にかかる疑問等をひとつでも取り除くべく作成された非公式資料です。
- 本資料は、認定社会福祉士制度に基づいて、認定社会福祉士の更新にフォーカスし作成しておりますが、実際の更新手続きにあたっては、必ず、関係する規程や要綱等をご確認ください。



認定社会福祉士を 更新するという事…

- 社会福祉を取り巻く環境や法制度は常に変化しています。認定社会福祉士の取得は、必要な知識や経験をすでに獲得しているとともに、高度な実践力を持ち合わせていることの証明です。そして、その認定社会福祉士を更新するということは、新規獲得も含めた知識のアップデートや、自身の実践力を維持／向上していることの証明でもあります。



ぼくらは ~~更新~~ 中。。。
行進

認定社会福祉士を 更新した後は…

認定上級社会福祉士へ

- 認定社会福祉士の更新を重ねることで、認定上級社会福祉士への道のりが近づくこととなります。認定上級社会福祉士は、認定社会福祉士よりも、幅広い知識、質の高い実践力や力量を備えていることの証明でもあります。認定上級社会福祉士を目指してみませんか？

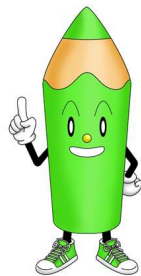
認定上級社会福祉士の要件等については、認定社会福祉士
認証・認定機構の下記HPをご参照ください。

「認定上級社会福祉士」

https://www.jacsw.or.jp/ninteikikou/kojin/nintei_jyokuyu.html

さらなる高みを目指して…

更新要件は ご存知ですか？



認定社会福祉士の更新要件は、以下のように設定されています。

『認定社会福祉士の更新要件(更新申請時に次のすべてを満たしている必要があります)』

- ①認定社会福祉士であること
- ②申請時に更新する分野での相談援助実務経験が、過去5年以内に2年以上あること
- ③申請時に認められた機関での研修を受講修了していること
- ④定められた実績があること

このあとのスライドでは、各更新要件ごとに、留意すべき内容や具体的な更新要件を満たすまでの流れを、解説していきます。

更新要件①の 解説

①認定社会福祉士であること

これは、「当然」と思っていただけだと思います。

認定社会福祉士の登録要件の中に、『日本におけるソーシャルワーカーの職能団体で倫理綱領と懲戒の権能を持っている団体の正会員であること（※）』との定めがあります。職能団体を退会されると、認定社会福祉士の名簿登録から抹消され、更新もできなくなりますので、ご注意ください。

※現在は「日本社会福祉士会」と「日本医療ソーシャルワーカー協会」が該当します

更新要件②の 解説

②申請時に更新する分野での相談援助 実務経験が、過去5年以内に2年以上あ ること

更新に必要な相談援助実務経験は、認定社会福祉士の登録時の要件と同様です（※次のスライド参照）ので、引き続き社会福祉士として活躍されていれば、基本的に問題ないと思います。

更新要件②の 解説

(1) 相談援助実務経験の範囲等

①「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について(昭和63年2月12日社庶第29号)」別添1に定める指定施設機関及び職種

②認定社会福祉士認証・認定機構が認める業務の範囲

ア)矯正施設における相談援助を行っている職員、社会復帰促進センターにおける相談員

イ)一定の要件を満たす独立型社会福祉士として日本社会福祉士会の独立型社会福祉士名簿に登録している者

ウ)①に定める指定施設機関における管理職(常勤の役員、施設長、事務長などを含む)

エ)公的機関(公的機関から業務受託を受けた施設機関の受託事業も含む)における相談員

オ)民生委員・児童委員、保護司、家庭裁判所の調停委員

カ)専門職後見人、保佐人、補助人及び成年後見監督人(専門職後見人とは、社会福祉士の場合、権利擁護センターぱあとに名簿登録をしていることが必要)

③認定社会福祉士認証・認定機構の個別認定の取扱い

前記①に定める職種と同等以上の福祉に関する相談援助を行っているとして認定申請前に機構に照会し承認されたもの

(2) 相談援助実務経験として扱える期間

①雇用関係を有している場合は、雇用期間。ただし、産休・育休・長期病欠等の期間は除く。

②民生委員・児童委員、保護司、家庭裁判所の調停委員は、委嘱又は任命を受けている期間。

③独立型社会福祉士は、日本社会福祉士会の独立型社会福祉士名簿に登録している期間。

④専門職後見人、保佐人、補助人及び後見監督人は、専門職後見人等として受任している期間。

更新要件②の 解説

以下、ご留意いただきたい事項についてご案内します。

- 登録されている分野における相談援助実務経験が過去5年間に2年以上あること

登録後または直近の更新後に退職等をされた場合は、次のスライドをご参照ください。

- 正規／非正規、専従／兼務の定めはありません
- 相談援助実務経験として認められる期間は、任命、委嘱、登録または受任等を受けた期間となります
- 個別の事案については、認定社会福祉士認証・認定機構による照会制度をご活用ください。

更新要件②の 解説



こんなときは、どうするの？

(例) 高齢分野で認定社会福祉士の登録を完了。その後、スクールソーシャルワーカーに転職。このときの更新はどうなるの・・・？

■ 登録後、2年以上経過してから転職した場合

高齢分野で更新することが可能です。その際は、更新要件③における「制度等の動向」は高齢分野に関係するものを履修ください。また、児童・家庭分野での実務経験が2年以上ある場合は、分野の追加をした上で、更新することも可能です。

■ 登録後、2年以内に転職した場合

高齢分野では更新できないため、児童・家庭の分野追加を行った後、更新をするか、地域社会・多文化分野への分野変更をすることになります（更新時期に変更はありません）。分野追加や分野変更については、認定社会福祉士認証・認定機構のホームページをご参照ください。

更新要件③の 解説

③申請時に認められた機関での研修を受講 修了していること

この更新要件③は、スーパービジョン実績や認証された研修を修了することで、単位を取得することができるというイメージすればよいと思います。

ただし、この単位は「必須」と「選択」に分かれています。「必須」である『各分野の制度等の動向』と『スーパービジョン（受ける）』は、必ず受けておく必要があります。

また、認証された研修等の講師実績、ソーシャルワーク実習指導、学会等での発表などは、一定の時間数を満たすことにより単位に換算することもできます。

更新要件③の概要や各分類、単位の解説については、この後のスライドをご参照ください。

更新要件③の 解説

科目の分類・名称		更新に必要な単位数	
		必修	選択
分野専門	各分野の制度等の動向（認定を受けている分野に限る）	1単位	
スーパービジョン（①又は②） ①スーパービジョン（受ける） ②更新スーパービジョン（集合研修方式）		2単位	
研修受講	① 更新特別研修（1単位） ② 認定社会福祉士取得に必要な共通専門研修 ③ 認定社会福祉士取得に必要な分野専門研修(分野不問) ④ 認定上級社会福祉士取得に必要な認証された研修 ⑤ 機構が指定する研修 ⑥ 認定社会福祉士更新研修		7単位
スーパービジョン	⑦ スーパービジョン（受ける） ⑧ スーパービジョン（する） ⑨ 更新スーパービジョン（集合研修方式） ⑩ スーパービジョン実施要綱第2条第2項として行ったスーパービジョン		
定められた実績	⑪ 認証された研修、認証された研修に相当する研修及び社会福祉士養成指定科目の講師 ⑫ ソーシャルワーク実習指導 ⑬ 研究会、学会又はそれに準ずる研修会での発表実績 ⑭ 認定医療ソーシャルワーカーの更新		
合計単位数		10単位	

更新要件③の 解説

まずは、1単位が必須となっている「各分野の制度等の動向」について、さらに解説していきます。

「各分野の制度等の動向」では、登録している分野に係る法制度の最新情報や動向、相談援助に係る知識や技術等が含まれている研修、講演、セミナーなどを受講すれば、要件を満たすことができます。（次のスライドもご参照ください）

※必ずしも要件を満たすとは言いきれない場合もありますので、ご注意ください。詳細は認定社会福祉士認証・認定機構までお問い合わせください。

「各分野の制度等の動向」は研修やセミナー等のプログラムの一部に含まれていればよく、**該当するコマ（「各分野の制度等の動向」の部分のみ）の時間数を積算し、15時間を積み重ねることで1単位に換算**されます。これらの研修やセミナー等は、認証された研修でなくても問題はないようです。

更新申請時は、受講したことが確認できる資料（修了証等）の他に、プログラム内容を確認できる開催要項やレジュメの一部を提出していただく場合がありますので、各自保管をお願いします。修了証がない場合は、受講決定通知、職場からの出張命令書、参加者名簿等で代用してください。

更新要件③の 解説

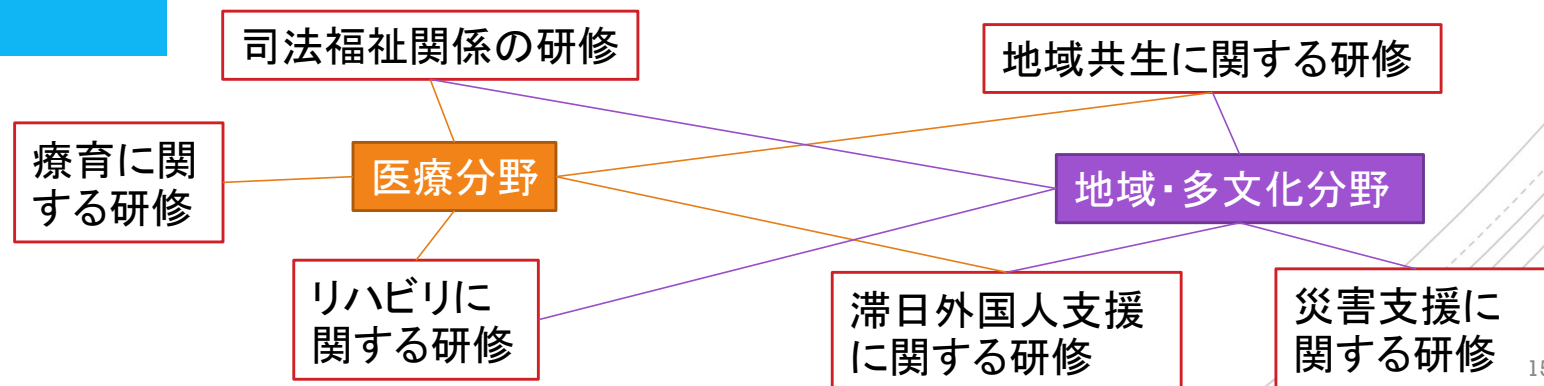
一見すると、特定の分野にしか見えない研修であっても、ご自身の分野との関係性が確認できれば、その分野の「制度の動向」とみなすことができるようです。ただし、研修の実施主体には要件がありますのでご注意ください。

例：「〇〇病にかかる最新の予防法から、治療と術後の対応についての研修会」を修了した。

医療分野→問題なし

それ以外の分野→病気はどんな方でもかかるもの。研修会等の内容が自身の業務や活動に少しでも関連していることが確認できることが必要。

関係性があることが重要



更新要件③の 解説

その他「各分野の制度等の動向」に該当すると考えられる主な例と考え方は、以下のとおりです。

- 日本社会福祉士会が配信しているe-ラーニング
- 介護支援専門員資格の取得／更新（主に高齢分野）
- 日本社会福祉士会全国大会の講演、基調講演等
- 実践研究集会 etc...



日本社会福祉士会が配信しているe-ラーニングでは、『各分野の制度等の動向』に関するコンテンツを複数配信しています。テストに合格すると受講証明書が発行されるものもあります！是非ご活用ください！！



更新要件③の 解説

次にスーパービジョンの実績です。これも2単位が必須となっています。（スーパーバイザー登録をしている場合でも、必須です）

これは、認定社会福祉士制度に基づき、認定社会福祉士認証・認定機構に登録されているスーパーバイザーからスーパービジョンを受けていただくことで単位を取得できます。スーパービジョンの単位は、1年間で6回以上（各1時間以上）行うことが必要です。原則、期間中のスーパーバイザーの変更、スーパービジョン契約中に新たに他のスーパービジョン契約をすることは認められていませんので、ご注意ください。

なお、2017年度までに開催された『更新スーパービジョン（集合研修方式）』を修了している場合は、この必須単位の取得と同様に扱えます。

更新要件③の 解説

さて、最後は選択の7単位について、解説していきます。

選択の単位ですので、スライド13の表に記載されている「研修受講」「スーパービジョン」「定められた実績」は、組み合わせ自由です。また、特定の分類のみで7単位を取得しても差し支えありません。

【認証された研修の一覧は、スライド39に掲載している、日本社会福祉士会HP「認定社会福祉士登録機関」の「認証研修リスト」を参照】

※ただし、登録期間中に同じ認証番号の研修を複数回修了しても、更新のための単位として認められるのは1回のみ（更新後、次の更新までに修了した場合は、同じ認証番号の研修も有効）



更新要件 ③～④ 超解説

更新要件③の『定められた実績』と

更新要件④の『定められた実績』の違い

- 更新要件③「申請時に認められた機関での研修（スライド13参照）」は合計10単位が必要です。その中で、認証された研修等の講師実績、ソーシャルワーク実習指導、学会等での発表などで単位換算ができる『定められた実績』が含まれます。
- 更新要件④の『定められた実績』は、**2種類の実績「教育研究実績」「社会活動実績」のうち、いずれか1つ該当することが必須であり、単位が無くても認められます。**
- 認証された研修の講師実績、学会発表、ソーシャルワーク実習指導などは、ひとつの実績で、更新要件③と更新要件④の両方にカウントできるものもあります！

ひとやすみ その壱



【なぜ、認定社会福祉士の更新は、登録から「5年」ではなく「4年5ヶ月」なのか？】

認定社会福祉士の名簿登録の開始は、各年度の4月1日付けです。その名簿登録期間は「5年」ごとに更新となりますが、更新をするための申請は、最終登録年度の9月です。更新申請のときには更新要件を満たしている必要があります。つまり認定社会福祉士名簿に登録されてからから「4年5ヶ月」後までに、その更新要件を満たしておく必要があります。

更新の申請をしなかった場合や要件を満たしていない場合は、翌年度から認定社会福祉士の名簿に登録されなくなります。ただし、はじめの更新申請に間に合わなくても、翌年以降の9月に更新申請をすることもできます。（⇒スライド34をご参照ください）

なお、認定社会福祉士認証・認定機構での申請受付期間は、9月1日～末日の1ヶ月間の予定です。

更新要件④の 解説

④定められた実績があること

次のスライドの表に記載されている「教育研究実績」「社会活動実績」については、**いずれか1つの実績があることが必要**です。

ただし、ここでは単位の概念はありませんので、1つでも該当するものがあれば、要件を満たしていることとなります。

更新要件③の「定められた実績」と更新要件④の「定められた実績」は、同じ表記であっても、その取り扱いは異なります。
※スライド20をご参照ください

更新要件④の 解説

更新に必要な実績は、下表のいずれか1つあること(教育研究実績、社会活動実績)

[参考] 更新要件④に定める「定められた実績」

実績の項目と例示	
教育研究実績	①大学、大学院等の講師（非常勤講師を含む） ②社会福祉士又は精神保健福祉士養成に係るソーシャルワーク実習指導 ③研究会、学会での発表 例) 職能団体や学術団体が実施する研究会や学会等における口頭発表やポスター発表、又は同等以上のものであり、発表の要旨集など、証拠、根拠があるものを提出できるもの ④論文発表 例) 職能団体や学術団体が発行する雑誌等における論文 ⑤上記と同等以上のものとして、機構が認めるもの
社会活動実績	①職能団体活動 例) 委員会委員等 ②研修会、研究会の講師 例) 公的な機関や団体（自身の所属する職場以外）から依頼された講演、研修会での講師等（依頼文があるもの） ③その他、社会福祉士としての社会活動、社会貢献として、機構が認めるもの 例) 公的な機関や団体（自身の所属する職場以外）から依頼された社会福祉士としての社会活動、社会貢献活動等（依頼文があるもの）

※「機構が認めるもの」については、照会制度が設けられる予定です。

更新要件④の 解説

- 更新申請を行う際には、これらの実績を証明できるものが必要となります。（委任状、委嘱状、派遣依頼、契約書等）
- いずれの実績または活動でも、個別の事案が「その他、機構が認めるもの」に該当するか否かについては、認定社会福祉士認証・認定機構の照会制度をご活用ください。なお、照会できる期間は、毎年3月と9月の2回の予定です。

更新要件④の 解説

【教育研究実績】

教育 研究 実績	①大学、大学院等の講師（非常勤講師を含む）
	②社会福祉士又は精神保健福祉士養成に係るソーシャルワーク実習指導
	③研究会、学会での発表 例) 職能団体や学術団体が実施する研究会や学会等における口頭発表やポスター発表、又は同等以上のものであり、発表の要旨集など、証拠、根拠があるものを提出できるもの
	④論文発表 例) 職能団体や学術団体が発行する雑誌等における論文
	⑤上記と同等以上のものとして、機構が認めるもの

教育研究実績については、具体的な例示がありますので、アクションプランも立てやすいですね。

また、一定の要件を満たした実績については、更新要件③の単位に換算することもできます。

例1:所属機関外からの認証された研修等の講師依頼→15時間で1単位

例2:社会福祉士のソーシャルワーク実習指導→30時間で1単位

「研究会、学会」の中には、日本社会福祉士会全国大会等の分科会発表や自主企画シンポジウムも含まれます。ブロックや都道府県の職能団体での大会や学会での発表実績でも可です。

また、論文や著書は、共同研究（発表）、共著も含まれます。

こちらも口頭発表は1単位、論文発表は2単位として、更新要件③の単位に換算することができます。

更新要件④の 解説

【社会活動実績】

社会活動実績	①職能団体活動 例) 委員会委員等
	②研修会、研究会の講師 例) 公的な機関や団体（自身の所属する職場以外）から依頼された講演、研修会での講師等（依頼文があるもの）
	③その他、社会福祉士としての社会活動、社会貢献として、機構が認めるもの 例) 公的な機関や団体（自身の所属する職場以外）から依頼された社会福祉士としての社会活動、社会貢献活動（依頼文があるもの）

ひとくちに「社会活動」、「社会貢献」といっても範囲が広いだけに、イメージしづらいかもしれません。

ここでいう社会活動とは、①所属先での業務や本業以外に行った活動で、②活動実績の証明が得られるもの、という2つを軸にイメージしてみてください。

- 災害ボランティア（個人の活動ではなく、職能団体や社会福祉法人等に登録し派遣されたもの）
- 介護認定審査会委員
- 福祉サービス第三者評価者 etc...

ひとやすみ その式



【実は多いかも！？ スーパーバイザー登録が可能な方】

所定の要件を満たしている場合、認定社会福祉士認証・認定機構にスーパーバイザー第4号として登録することができます。登録スーパーバイザーが認定社会福祉士制度に基づいてスーパービジョンを実施し、修了した場合、その契約ごとに更新に必要な単位を取得することができます。

例：3名のスーパーバイザーとスーパービジョン契約を交わし、すべてのスーパービジョンを修了した場合

⇒ 3(名)×2(単位)=6単位の取得

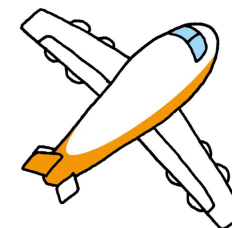
～ スーパーバイザー登録における所定の要件の一例 ～

- 社会福祉士取得後の相談援助実務経験が10年以上
- スーパービジョンを「受けた」経験があること
- スーパービジョンを「した」経験があること
- 所属する職能団体からの推薦を得られること、etc…

⇒ スーパーバイザー登録にかかる詳細は、ご所属の職能団体にご確認ください。

認定社会福祉士の登録をしたら

更新の計画を立てよう



- 前述のとおり、認定社会福祉士を更新するには、登録から4年5ヶ月の間に、必須3単位を含めた10単位を取得することが必要です。
- 「スーパービジョン（する／受）」は、1年間に6回以上のスーパービジョンをする、または受けることで、単位を取得したことになります。更新申請を見据えて、そのスーパービジョンの期間の設定をしましょう。
- 「認証された研修」は、職能団体や大学院等の教育機関で実施されています。いつ・どこで実施するのは、研修の主催団体に確認してみましょう。

認定社会福祉士登録1年目～

スーパービジョン を受けよう

- 認定社会福祉士の更新には、スーパービジョン（受）として2単位（1年間）は必須とされています。まずは、認定社会福祉士認証・認定機構に登録されているスーパーバイザーから、認定社会福祉士制度に基づくスーパービジョンを受けましょう！スーパーバイザーとスーパーバイジーのマッチング（コーディネート）をしている職能団体もありますので、ご所属の職能団体にお問い合わせください。



認定社会福祉士登録1年目～

認証された研修 を受けよう

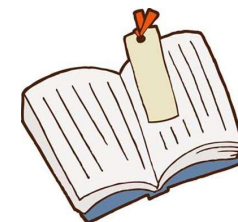
- 認定社会福祉士認証・認定機構に認証された研修を修了することは、更新に必要な単位を取得する方法として最も合理的な方法のひとつです。
- 認定社会福祉士の更新対象期間に修了した認証研修が、更新の単位の対象となりますので、過去に修了した認証研修であっても、再度、修了することにより、更新の単位として認められます。次回の更新のときも同様です。
- 認定社会福祉士認証・認定機構から認証されている研修のうち、全国の職能団体が主催する研修の一覧を、スライド39に掲載している日本社会福祉士会HP「認定社会福祉士登録機関」の「認証研修リスト」にてご紹介していますので、ご参照ください。

認定社会福祉士登録1年目～

大会や研究誌を 活用しよう



- 職能団体では、全国大会やブロック大会等において、社会福祉士の研究や実践を発表する機会を提供しています。日本社会福祉士会全国大会の分科会発表の申し込みは、例年1月～3月頃までです。
- 職能団体では、毎年、研究誌を発行し、論文を発表する機会の提供をしています。日本社会福祉士会では、研究誌『社会福祉士』にて、「論文」だけでなく、「研究ノート」や「実践報告」の発表の場も設けています。投稿期間は、例年7月～8月末頃までです。



認定社会福祉士登録1年目～

日々の実践から 単位を取得しよう

- 社会福祉士の養成課程にあるソーシャルワーク実習指導は、更新要件③と更新要件④の両方に該当します。また、更新要件③では、30時間で1単位となります。
- 所属機関外から認証された研修等の講師依頼があった場合は、更新要件③と更新要件④の両方に該当します。また、更新要件③では、15時間で1単位となります。
- スーパーバイザーとして登録されている場合、スーパービジョンをした実績が、更新要件③の単位となります。更新対象期間中に終了したスーパービジョン実績を活用することができます。ご自身がスーパーバイザーの場合は、スーパービジョンする期間が重複していても差し支えありません。

認定社会福祉士登録4年目～

まだ間に合う!!



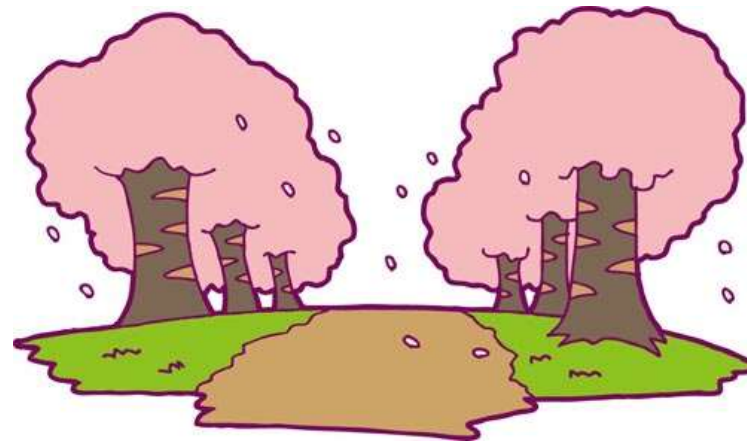
**Never
give up !!**

- 更新申請受付期間が目前に迫っても、あきらめることはありません。なぜならば、更新申請ができなかった、あるいは、必要な単位を取得できそうにないという場合でも、初回の更新時期から5年（実際には4年5ヶ月）までの間に、更新に必要な単位を取得できれば、更新が可能となるからです。以下の手順をご確認ください。

- ① これまでに取得した単位を確認しましょう！
- ② 次の更新申請受付に向けて、不足している単位／経験を取得していきましょう！
- ③ 更新要件を満たした後、最も早く訪れる9月に、更新申請をしましょう！

更新に向けた 道しるべ

- さてさて、これまでの解説はいかがでしたでしょうか。
- 少しでも更新に向けた具体的なビジョンと、自信をお持ちいただけたら幸いです。
- このあとのスライドでは、更新要件③における10単位分の具体的な取得の例を、少しだけご紹介します。



更新要件③の研修10単位 取得例(1)：全ての分野対応、スーパーバイザー未登録の場合

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
制度等の動向	e-ラーニングの視聴（15時間） 1単位				
スーパービジョン		1年間で6回受ける 2単位		1年間で6回受ける 2単位	
研修受講	リーガル・ソーシャルワーク研修 1単位	災害支援活動者養成研修 1単位	スーパービジョンⅡ研修 1単位	成年後見人材育成研修 2単位	
定められた実績			機構に認証された研修の講師実績（15時間） 1単位		

赤の囲みは必須の単位(実績)に該当するもの

更新要件③の定められた実績のことです。

9月に更新申請

!注意! 上記10単位のほかに更新要件④の定められた実績も満たす必要があります。

更新要件③の研修10単位 取得例(2) : 主に高齢者分野、介護支援専門員及び実習指導者の場合

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
制度等の動向		介護支援専門員資格の取得または更新 1単位			
スーパービジョン	1年間で6回受ける 2単位			1年間で6回受ける 2単位	
研修受講	実習指導者講習会 1単位		保健医療ソーシャルワーク専門研修 1単位	成年後見人材育成研修 2単位	
定められた実績			社会福祉士養成にかかるソーシャルワーク実習指導 (30時間) 1単位		

更新要件③の定められた実績のことです。

9月に更新申請

赤の囲みは必須の単位(実績)に該当するもの

!注意!上記10単位のほかに**更新要件④の定められた実績も満たす必要があります。**

更新要件③の研修10単位 取得例(3) : 主に医療分野、認定医療社会福祉士の有資格者の場合

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
制度等の動向		診療報酬改定説明会 (2時間)		e-ラーニングの視聴 (13時間) 1単位	
スーパービジョン	1年間で6回受ける 2単位				
研修受講		認定医療社会福祉士の更新 7単位			
定められた実績			学会での口頭発表 1単位		

赤の囲みは必須の単位(実績)に該当するもの

更新要件③の定められた実績のことです。

!!注意!!上記10単位のほかに更新要件④の定められた実績も満たす必要があります。

9月に更新申請

更新要件③の研修10単位 取得例(4)：全ての分野対応、スーパーバイザー登録者の場合

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
制度等の動向	●●大会（基調講演） 2時間分	●●フォーラム 3時間分	●●シンポジウム 4時間分	●●セミナー 2時間分	●●研修 4時間分
スーパービジョン	1年間で6回受ける 2単位	スーパービジョンをする実績は、一人のスーパーバイザーに対し、1年間で6回実施することで、それぞれ2単位の取得が可能。この例の場合は、述べ2人にスーパービジョンをしていることから4単位を取得したことになる			
研修受講				スーパービジョンⅡ研修 1単位	
定められた実績			研究誌での論文発表 2単位		

赤の囲みは必須の単位(実績)に該当するもの

更新要件③の定められた実績のことです。

9月に更新申請

!!注意!!上記10単位のほかに更新要件④の定められた実績も満たす必要があります。

参考

- 認定社会福祉士認証・認定機構

<http://www.jacsw.or.jp/ninteikikou/>

よくある質問(個人認定)

<https://www.jacsw.or.jp/ninteikikou/kojin/faq/index.html>

- 認定社会福祉士登録機関(日本社会福祉士会)

<https://www.jacsw.or.jp/csw/nintei/index.html>